

## 「医学部の収容定員変更の趣旨等を記載した書類」

### a. 医学部収容定員変更の内容

医学部医学科の定員を、平成 25 年 4 月から 1 年次入学定員を 108 名から 109 名に、1 名の学生定員の増を図り、収容定員を 679 名（2 年次編入学定員 5 名を含む。）に変更する。

### b. 医学部収容定員変更の必要性

医療は国民生活に欠くべからざるものであり、誰もがいずれの地域にあっても必要な医療を受けられ、また地域医療に従事する医療従事者が働きがいを感じる医療の現場を実現していくことが必要である。

香川県においては、へき地医療を担う医師や小児科医、産科医の不足が進んでおり、どこでも、適切な医療を享受できる体制を一層整備する必要がある。

政府の「地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増加について」に基づき「地域の医療が改善されたと実感できる」実効性のある策を講じて地域医療の向上に寄与するため、平成 25 年度から医学部医学科の収容定員を 1 名増加する。同時に、学生を卒業後、地域に定着させるための大学の取組として、地域医療に貢献するマインドを持った医師を養成するための教育プログラムをいっそう整備する。併せて、卒業生による地域医療への貢献を促進するための取組を実施する。

### c. 地域の医師確保のための入学定員増について

#### 1. 大学が講ずる措置

##### 【現状の取組】

- (1) 平成 18 年度から医学科の推薦入試（定員 20 名）に県内高等学校卒業予定者を対象にした 10 名程度の地域枠を設けている。
- (2) 香川県は平成 19 年度から、将来医師として県内で地域医療に従事しようとする者を対象とした医学生修学資金貸付制度を実施している。受給者の選考にあたっては、地域枠入学者及び産科医・小児科医志望者が優先される。香川大学医学部医学科在籍者で現在香川県の奨学金を受給している者の総数は 46 名である（うち、平成 19 年度から開始の香川県修学資金貸付制度による奨学金受給者 10 名、平成 21 年度から開始の「県民医療推進枠」20 名、平成 22 年度から開始の「地域医療推進枠」16 名）。同在籍者で現在愛媛県の奨学金を受給している者は「地域医療推進枠」の 4 名である。
- (3) 平成 21 年度から、入学定員を 10 名増加した。その内の 5 名は医学科の推薦入試に「県民医療推進枠」として選抜している。同枠は全国の高等学校 3 年生を対象とするが、香川県医学生修学資金の受給を前提とし、志願者に対して入

学者選抜で県による面接を実施し合否判定の参考としている。同修学資金制度は、貸付金 月額 120,000 円を 6 年間貸与し、受給者は、卒業後、知事が指定する県内医療機関で 9 年間で義務年限期間として勤務した場合、貸与額の返還を全額免除される。残りの増員 5 名については修学資金の受給を前提とせず、一般入試前期日程で選抜している。

- (4) 平成 22 年度から一般入試前期日程に、香川県からの修学資金の受給を前提に 5 名の特別枠として「地域医療推進枠」を設けている。選抜にあたっては、香川県による面接を実施している。併せて、一般入試前期日程に、愛媛県からの修学資金の受給を前提に 2 名の特別枠を設けて学生を募集している。選抜にあたっては、愛媛県による面接を実施している。
- (5) 平成 24 年度からは、平成 22 年度から行なっている一般入試前期日程の「地域医療推進枠」に 1 名をさらに追加している。これは香川県からの奨学金の受給を前提とし、選抜にあたっては香川県による面接を実施している。

#### 【今後の取組】

平成 25 年度からは、一般入試前期日程の「地域医療推進枠」に 1 名をさらに追加する。これは香川県からの奨学金の受給を前提とし、選抜にあたっては香川県による面接を実施する。併せて、従来、香川大学は愛媛県からの修学資金の受給を前提に 2 名の特別枠を設けて学生を募集する一方で、愛媛大学は香川県からの修学資金の受給を前提に 2 名の特別枠を設けて学生を募集していたが、平成 25 年度からはこれを解消し、両大学は自大学が所在する県からの奨学金の受給を前提に 2 名の特別枠を設けて学生を募集する。以上より、平成 25 年度から、香川県からの修学資金の受給を前提とする一般入試前期日程の「地域医療推進枠」の定員は 9 名になる。

## 2. 地域医療を担う医師の養成に関する取組

#### 【現状の取組】

- (1) 1 年次の授業科目「医学概論」において、香川県立中央病院へき地医療支援センター医師による講義「医療と地域社会」を実施している。また、「21 世紀の社会環境と医学・医療」では、実際に地域医療（山間部医療、在宅医療）を担う学外医師からの実践的講義を行っている。平成 24 年度からは地域の医療機関および老人保健福祉施設にて見学実習を実施する。
- (2) 3 年次の授業科目「課題実習」（いわゆる研究室配属）において、地域医療実習を行なうコースを 21 年度から設置している。
- (3) 地域医療教育支援センターにより平成 23 年度から医学実習Ⅰの中で医学教育モデル・コア・カリキュラムに則った地域医療臨床実習を県内の地域医療の中心となる 6 病院で 1 週間 5 年次生全員に必修として実施している。また、6 年次生は選択必修として医学実習Ⅱにおいて島嶼部等の病院で 3 週間の地域医療臨床実習を実施している。それ以外に附属病院総合診療部、その他の臨床系講座が、県内の市中病院及び開

業医での実習を実施している。

- (4) 6年次の授業科目「医療総合講義」において、へき地医療拠点病院院長による特別講義「香川県のへき地医療」及び「地域医療の担い手に求められるもの」を実施している。
- (5) 附属病院卒後臨床研修センターに専任教員を配置し、研修環境・システムを充実し、研修医のニーズに応じた自由度の高い研修プログラムを設けている。
- (6) 附属病院卒後臨床研修センターが中心となり、香川県での地域密着循環型の卒後臨床研修および専門医研修のシステムを低学年から、在学生に定期的に説明している。
- (7) 附属病院卒後臨床研修プログラムにおいては、2年目に研修医全員が3ヶ月間以上最大1年間、県内の協力型病院（市中病院）で研修し、卒後臨床研修を通して地域医療に貢献している。
- (8) 平成22年度より5年次の医学実習Ⅰにおいて、「地域医療実習」（必修、1単位）を新設した。
- (9) 平成24年度に「新地域医療再生計画」に基づき、香川県として重要な「難病医療対策」並びに「結核・感染症対策」に特化した県の寄付講座をそれぞれ新設した。

#### 【今後の取組】

平成25年度入学生より、医学実習Ⅰに含まれる「地域医療実習」（必修、1単位）を「地域医療学」に名称変更の上、6年次で当該科目の卒業試験を新たに実施する。

### 3. 都道府県等との連携

香川県は平成21年度からの「県民医療推進枠」（定員5名）及び平成22年度からの「地域医療推進枠」（定員5名）の学生に医学生修学資金貸与制度を適用し、9年間の香川県内医療機関従事を返還免除条件とする月額120,000円、卒業までの総額8,640,000円の支給を行なっている。「県民医療推進枠」の選抜方法は推薦入試に特別枠を設け、香川県による面接を実施している。また、「地域医療推進枠」の支給対象は四国4県と岡山県出身者であり、選抜方法は一般入試前期日程に特別枠を設け、香川県による面接を実施している。平成24年度からは「地域医療推進枠」の定員を1名増加し6名とした。平成25年度からは定員1名をさらに増加する予定である。

### 4. その他

医学部卒前・卒後さらに専門医修得までの一貫した教育・支援を目的として、現在医学部並びに医学部附属病院に設置されている「医学部教育センター」、 「地域医療教育支援センター」、 「卒後臨床教育研修センター」および「臨床教育研修管理室」などが相互に連携できるように「香川大学医学部臨床教育連

絡会」を平成23年9月に設置した。

別表

平成24年度

推 薦	前期日程	後期日程	計
25 人 (内地域枠 10 人・県民医療推進 枠 5 人)	58 人 (地域医療推進枠 8 人 (香川 6 人、愛媛 2 人))	25 人	108 人

平成25年度

推 薦	前期日程	後期日程	計
25 人 (内地域枠 10 人・県民医療推進 枠 5 人)	59 人 (地域医療推進枠 9 人 (香川 9 人))	25 人	109 人